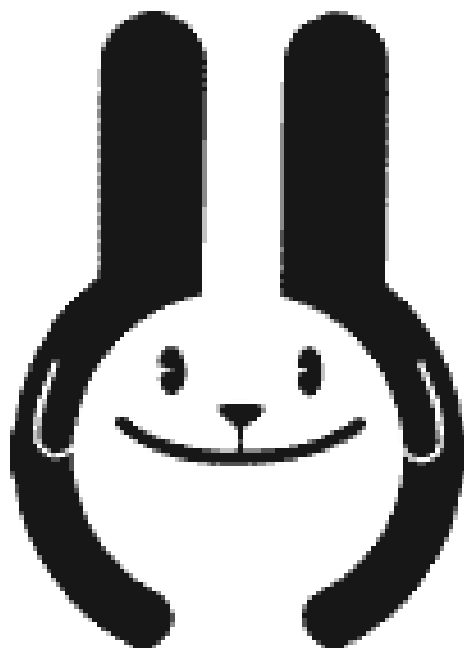


2022～2024 年度

保存版

エコロ ガイドブック

組合員どうしのたすけあいのしくみ



組合員活動保障
の一部を
改正しました。

愛称：エコロは「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。

「気軽にケアをしあいましょう」という気持ちを表現しています。

マーク：困ったときに手をさしのべあい、たすけあうという想いがこめられています。

一見、可愛いうさぎに見えますが、逆さにすると両手が図案化されていることがわかります。



サステイナブルなひと、
生活クラブ

目 次

エコロ制度内容一覧	P. 2
エコロ制度で使用する用語・エコロ制度のしくみ	P. 3
申請のしかた	P. 4
ケアマニュアル	P. 5
エコロ制度内容	
・活動保障 (No.1～8)	P. 6～9
・集団託児のながれ	P. 10
・共同購入保障 (No.9～12)	P. 11～12
・生活保障 (No.13～18)	P. 13～17
・ケア者保障保険	P. 14
・その他の保障 (No.19～23)	P. 18
・エコロひろば活動補助金 (No.24)	P. 19
エコロ制度規約	P. 20～22
エコロ制度細則	P. 23～24

* 巻 末 *

エコロケアできること登録用紙

申請書 (A～E)

エッコロ制度内容一覧

	No.	保障制度	保障内容	頁	申請書
活動保障	1	組合員活動中の事故保障（入院）	ケア金+治療費計 4 万円まで 入院見舞金 1 万円	6	H
	2	組合員活動中の事故保障（在宅療養・通院）	ケア金+治療費計 4 万円まで	6	H
	3	組合員活動中の対人対物事故保障	治療費+修理費計 5 万円まで	7	I
	4	組合員活動中の自己所有物の破損・盗難、紛失、自動車の破損保障	自己所有物の修理費 5,000 円まで 自己所有物の盗難、紛失 5,000 円まで 自動車の自損事故見舞金 5,000 円	7	I
	5	組合員活動を支える家事支援・託児ケア	ケア金 1 時間 500 円	8	A
	6	手助けが必要な加入者の組合員活動を支えるためのケア	ケア金 1 日 500 円	8	A
	7	活動費・エッコロ給付金の盗難・紛失保障	被害実額	9	G
	8	組合員活動中の集団託児	ケア金 1 時間 500 円	9	E
共同購入保障	9	共同購入品の保管・受け渡し	1 週間 1 サイクルでケア金 250 円	11	C
	10	OCR 記入の手伝い	OCR 提出 1 回につきケア金 100 円	11	C
	11	配達当日の共同購入品の盗難に対する保障	被害実額	12	G
	12	配達当日の共同購入品の破損に対する保障	被害実額	12	G
生活保障	13	加入者本人の入院・在宅療養に伴うケア	ケア金 1 時間 500 円（1 日 4 時間まで） 入院見舞金 3,000 円	13	D
	14	加入者の家族の入院・在宅療養に伴うケア	ケア金 1 時間 500 円（1 日 4 時間まで）	13	D
	15	加入者の出産に伴うケア	ケア金 1 時間 500 円（1 日 4 時間まで）	14	A
	16	「いきいき暮らすため」と 「日常の困った」のケア -1 加入者の健康促進に伴うケア -2 加入者の社会福祉活動を支えるケア -3 学校・保育園・幼稚園行事参加のためのケア -4 日常生活の「困った」を支えるケア	ケア金 30 分 250 円（1 日 4 時間まで） ※年間申請限度額 5000 円	15	A
	17	リフレッシュのためのケア(未就学児子育て中)	ケア金 1 時間 500 円(3 時間まで)(年 1 回)	17	A
	18	災害ケア	ケア金 1 時間 500 円	17	A
その他	19	加入者の子どもの誕生祝い品	石けんセット	18	B
	20	加入者本人の節目祝い金	祝い金 3,000 円（60 歳から 10 年ごと）	18	B
	21	加入者の子どもの就学祝い金	祝い金 3,000 円	18	B
	22	加入者本人の成人検診への補助金	補助金 500 円もしくは 1,000 円（年 1 回）	18	B
	23	ライフプラン講座・個人相談への補助金	補助金 500 円	18	J
	24	「エッコロひろば」活動補助金	補助金 5,000 円	19	F

※どの事由か分からない時は、たすけあい委員会の事由審査に諮る場合があります。

※AからEは巻末に申請書が載っています。ホームページからダウンロードすることもできます。

※F～Jの申請書および「集団託児依頼書」は各センターに請求してください。

※申請できる金額は一人年間 5 万円までです。

エッコロ制度で使用する用語

- ★加入者・・・エッコロに加入している人のこと。掛け金は毎月100円を共同購入代金と一緒に引き落とし。(加入資格は生活クラブ組合員であること)
- ★ケア・・・「お互いさま」の気持ちを基調にした、家事援助の範囲でのお手伝い。日常生活を円満に暮らしていくためにたすけあうこと。
- ★ケア者・・・お世話する人。生活クラブ組合員で、エッコロ加入者であることが原則。基本的にはたすけてほしい人が自分で見つけるが、自分で見つけられない人のためにコーディネーターが仲介することができる。
- ★コーディネーター・・・手助けしてほしい人とケア者をつなぐ人。
- ★できること登録・・・可能な範囲でケアできることを登録すること。登録者によってできる内容や動ける範囲は異なる。コーディネーターは依頼があった場合、登録者の中からケアできる人を探す。
- ★ケア金・・・「お互いさまのたすけあい」が成立したことに對して、ケアした人に支払われるお金。加入者みんなからの気持ち。
- ★見舞金・・・加入者の事故や災害時に支払われるお金。
- ★お祝い品・・・加入者の子どもの誕生祝い品。
- ★お祝い金・・・加入者のお祝いの時に支払われるお金。現在は就学祝い金、節目祝い金。
- ★補助金・・・成人検診・ライフプランの個人相談・「エッコロひろば」などへ補助されるお金。
- ★事由申請・・・保障内容に該当する事例が発生した時に、給付の申請をすること。
- ★活動保障・・・組合員活動を支援するための保障。また組合員活動中に起きた事故を制度内の可能な範囲で保障するもの。
- ★生活保障・・・加入者が日常生活を円滑に送れるよう支援する保障。また、日常生活に支障が生じた時に支援する保障。
- ★不慮の事故・・・急激かつ偶然な外因による事故をいう。
- ★在宅療養・・・家庭において治療に専念する必要があり、かつ日常生活に支障を生じた状態をいう。
- ★組合員活動の定義・・・組合員拡大活動、各種資料およびチラシ配布、各種委員会・集会・イベントへの参加、共同購入品の保管・受け渡し、及び集金、支払い行為などの活動。
- ★慢性病の定義・・・医師の診断により、複数年の治療を要するものをさす。

エッコロ制度のしくみ

1. 加入手続き

新規加入者はエッコロの趣旨を了承した上で、生活クラブ加入申込と同時にエッコロに加入となります。既組合員はエッコロ加入申込書を提出します。

2. 掛金

月額100円です。共同購入代金と一緒に引き落とします。(初回掛金は加入した翌月の引き落とし日の集金です。)

3. 効力の開始

加入手続きと同時に効力が発生します。

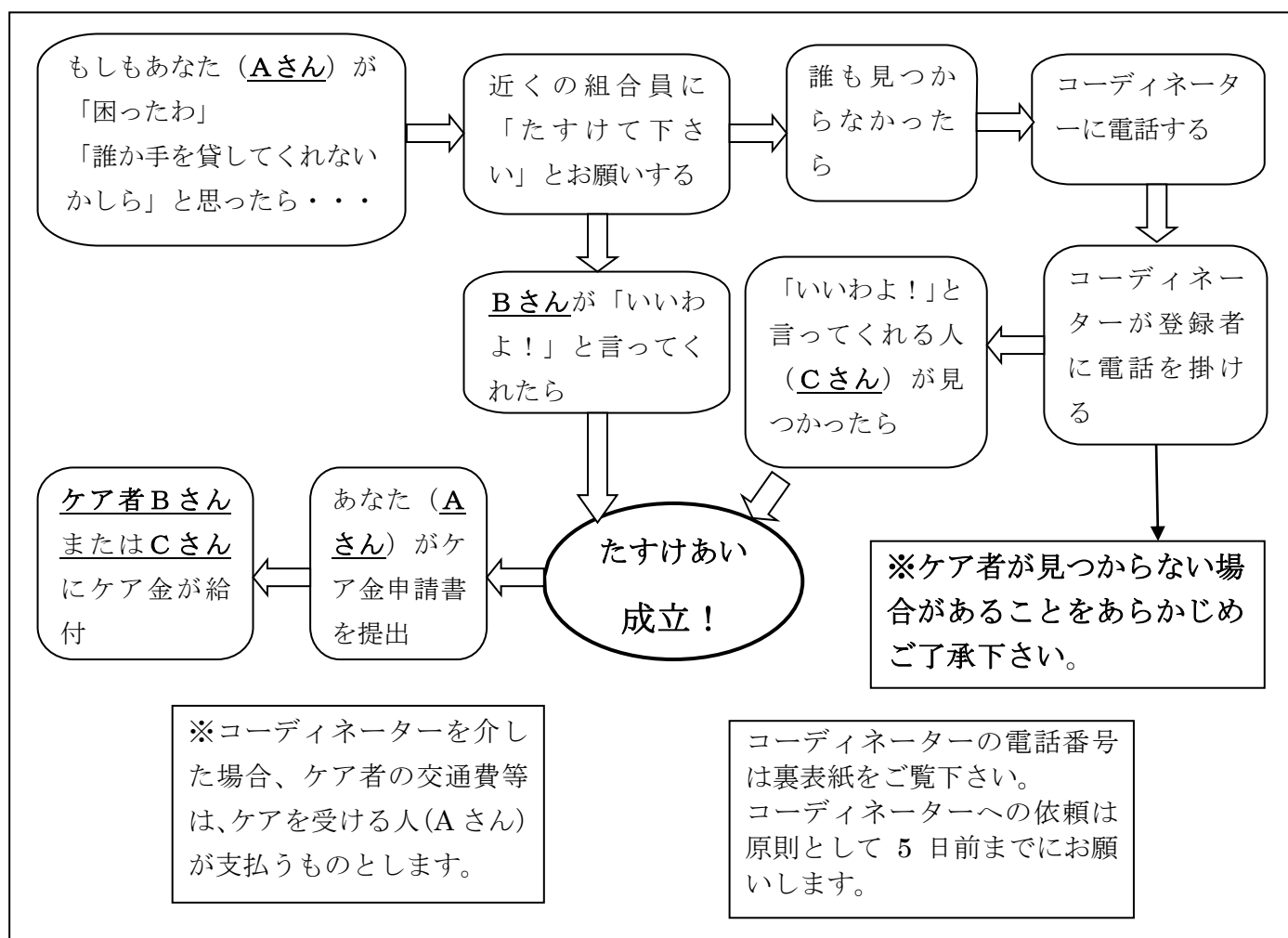
4. 効力の失効

共済掛金の払い込みが3回以上連続して確認できなかった場合、効力が失効します。失効中は、給付

対象外となります。

申請のしかた

1. ケアを受けた人、または代理の人が申請します。
2. ガイドブックに添付の申請用紙をコピーまたはホームページからダウンロードして、必要事項を記入します。
内容によっては各センターに申請用紙を請求する必要があるものがあります。詳しいことはガイドブックの各項目をお読みください。
3. 申請方法
 - ・ 事由が発生したときは、速やかに申請用紙を提出してください。
(配達便時、各センター宛で提出)
 - ・ 原則 60 日以内の申請がルールです。期間が長引く場合は各センターへ連絡を入れてください。
(事由発生から2年以内は申請することができます)
4. 給付金
給付金には、ケアした人に給付されるケア金と、申請者本人に給付される見舞金、お祝い金、成人検診や個人相談への補助金があります。
5. 給付方法・・・共同購入代金から給付金を差し引く形での給付とします。
ただし「エコロひろば」の活動補助金は代表者に現金を手渡しで給付します。
(たすけあい委員会⇒支部委員会⇒班長会⇒班長⇒給付対象者)



ケアマニュアル

1. エッコロの「ケア」って何？

- ★ 気張らずに、さりげなく、限りなく普通に
「今、困っていない人から、今、困っている人へ」ほんのチョットしたお手伝いのことです。
- ★ あくまでも主婦ができる日常生活の範囲内のお手伝いで、介護などは行いません。
- ★ ケアの内容は大きく区分けして3つあります。

①家族の世話	子どもの面倒、子守り、幼稚園や習い事の送り迎え、病院の付き添い、高齢者の見守りなど
②家事支援	炊事、掃除、洗濯、買い物、お弁当作り、夕食を作って届ける、留守番、ゴミ出し、電球の交換など
③共同購入の支援	共同購入品の保管・受け渡し、OCR 記入の手伝いなど

2. ケアのしくみ

- ★ 組合員相互の“お互い様”の気持ちを基本としています。むずかしく考えずに「ちょっとお願い！」
「はい、どうぞ」と言える関係をつくって、日常生活にエコロの輪を拡げていきましょう。
- ★ エッコロのケアは、あなた自身がケアをする人であり、してもらう人なのです。
エコロは組合員相互のたすけあいの制度です。
- ★ 地域の組合員どうしで、エコロのケアをし合える関係をつくっていきましょう。
- ★ コーディネーターを介した場合、ケア者の交通費はケアを受ける人が支払うものとします。
自家用車の場合は、20円/km・駐車代、公共交通機関を使った場合は実費とします。

3. ケア金ってなに？

- ★ 「困ったときはお互いさま」をみんなの気持ちとして、ケア金はケアをした人に支払われます。
- ★ 加入者全員の掛金の中から支払われるもので、個人のお礼金ではありません。
- ★ ケア利用の際は毎月掛金を出しているの、利用料など本人の負担はありません。

4. ケア金の考え方

- ★ ケア金は、家事や託児などの労働の対価として給付されるのではなく、「お互いさまのたすけあい」の関係が成立したことに對して給付されます。
- ★ ケア金の金額は、ケアの内容によって設定します。
- ★ ケアの定義は「日常誰でもできるちょっとしたたすけあい」です。
- ★ 申請できる金額は1人年間5万円までです。

5. さわやかケアのルールとコツ

- ★ エッコロ加入者であれば、誰でも、いつでも、ケア者になれます。加入者は誰もが助ける人であり、助けられる人なのです。お互いに気持ちよくケアしたり、受けたりするために、ほんのちょっとしたルールとマナーを心に留めておきましょう。
- ★ ケアする人の人数、時間などは、制度の保障内容の範囲内で自由です。
- ★ ケアを受ける時の注意点
 - (ア) ケアをしてくれる人に対して感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。
 - (イ) ケアを頼むときは、相手に「してほしいこと」の内容を伝え、きちんと了解をとりましょう。
 - (ウ) 返礼の気持ちは「次は私が誰かを助ける番」とワイドな気持で長期的な視点で。
 - (エ) ケアが終了したら、速やかに申請書類を作成し、各センターに提出しましょう。
- ★ ケアをする時の注意点
 - ① ケアを受ける人の立場を思いやり、尊重しましょう。
 - ② プライバシーを絶対に守りましょう。
 - ③ 無理をせず、自分が普通にできることを引き受けましょう。

活動保障

1、 組合員活動中の事故保障（入院） 申請書H

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・ 活動中に加入者本人及び同居家族が不慮の事故で負傷し、入院したときの治療費とケアに対する保障
- ・ 事故が発生した場合は各センターへ連絡

<保障内容>

- ・ 入院見舞金 1 万円
- ・ ケア金 1 時間 500 円
- ・ 治療費実費、ケア金と合わせて加入者 1 人当たり上限 4 万円限度

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 医療機関発行の治療費領収書（コピー可）
- ・ 入院を証明するもの。（氏名、入院期間、医療機関名が明記されているもの・コピー可）

<補 足>

- ・ 本人の居住する住居内での事故も対象。
- ・ 留守番の未就学児童も保障範囲。
- ・ メガネ・コンタクトレンズ・補聴器などは身体の一部と考え、保障範囲とするが、1年に1回。
- ・ 行き帰りを含むが、寄り道した場合は対象外。
- ・ 活動中の事故に関しては、速やかに各センターに連絡すること。

2、 組合員活動中の事故保障 （在宅療養・通院） 申請書H

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・ 加入者本人及び同居家族が組合員活動中に不慮の事故で負傷し、療養したときの治療費とケアに対する保障
- ・ 事故が発生した場合は各センターへ連絡

<保障内容>

- ・ ケア金 1 時間 500 円
- ・ 治療費実費、ケア金と合わせて加入者 1 人当たり上限 4 万円限度

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 医療機関発行の治療費領収書（コピー可）

<補 足>

- ・ 本人の居住する住居内でも事故対象。
- ・ 留守番の未就学児童も補償範囲。
- ・ メガネ・コンタクトレンズ・補聴器などは身体の一部と考え、保障範囲とするが、1年に1回。
- ・ 行き帰りを含むが、寄り道した場合は対象外。
- ・ 活動中の事故に関しては、速やかに各センターに連絡すること。

活動保障

3、組合員活動中の対人対物事故保障 申請書！

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・活動中およびケア中に加入者の責任で対人対物事故を起こし賠償責任が生じたときの保障
- ・事故が発生した場合は各センターへ連絡

<保障内容>

- ・治療費と修理費合わせて加入者1人当たり5万円限度。

<申請に必要な書類>

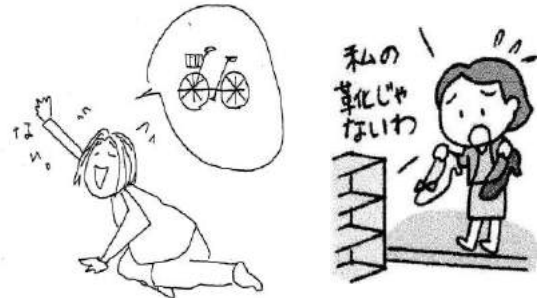
- ・申請書（申請者以外の加入者が事由発生を証明する）
- ・対人の場合、治療費請求書、事故証明書（大きな事故の場合は警察署発行のもの、それ以外はエッコロ加入者の証明が必要）
- ・対物の場合、修理費明細書および領収書（コピー可）

<補 足>

- ・申請は賠償責任が生じたエッコロ加入者がすること。
- ・組合員に同行している子どもによる事故も対象とする。
- ・自動車・バイク（原付含む）事故はこの保障の対象外とする。
- ・活動中の事故に対しては、速やかに各センターへ連絡のこと。

4、組合員活動中の自己所有物の破損・盗難、紛失、自動車の破損保障 申請書！

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・加入者が組合員活動中に使用した自己所有物・自動車が破損した場合の修理費の保障
- ・加入者が組合員活動中使用した自己所有物が盗難・紛失にあった場合の保障
- ・自動車が自損事故を起こした場合の見舞金

<保障内容>

- ・自己所有物の破損には5千円を限度に修理費の実費
- ・自己所有物の盗難、紛失には5千円を限度に被害実額
- ・自動車の自損事故には5千円の見舞金。

<申請に必要な書類>

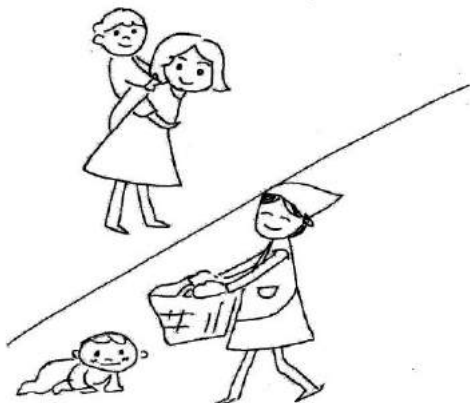
- ・申請書（申請者以外の加入者が事由発生を証明する）
- ・破損の場合、修理費明細書又は領収書のコピー
- ・盗難、紛失の場合、新たに購入した領収書

<補 足>

- ・50cc の原付自転車は自転車の扱いとする。
- ・事由発生後速やかに各センターに連絡すること。
- ・自転車の盗難では、各センターに連絡後1ヵ月を経過して戻らないことを確認し申請する。

活動保障

5、組合員活動を支える家事支援・ 託児ケア 申請書A



- ・ 加入者本人の組合員活動を支えるためのケアに対する保障（家事援助・家族の世話・託児等）

<保障内容>

- ・ ケア金（子ども1人当たり）1時間500円（時間制限・回数制限は無し）
- ・ 幼稚園等の延長保育等を利用した場合は、実費を給付。

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書

<補 足>

- ・ 家事支援のケア内容については、依頼者とケア者で確認すること。
- ・ 炊事、掃除、買い物、弁当作り、家族の病院への送迎、幼稚園や習い事への送迎等。
- ・ 託児の対象は小学校3年生まで。

6、手助けが必要な加入者の組合員活動を支えるためのケア 申請書A



- ・ 加入者本人が手助けを必要とする場合の活動を支えるためのケア（班会や組合員活動への参加や講演会・学習会への参加の際の送迎など）

<保障内容>

- ・ ケア金1日500円。加入者1人当たり年間限度額1万5千円。

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書

<補 足>

- ・ 手助けを必要とするかどうかはその班の班員の判断にゆだねる。
- ・ 共同購入の受け取りに関しては、「共同購入品の保管・受け渡し」の項目で申請すること。

活動保障

7、活動費・エコロ給付金の盗難・紛失保障

申請書G

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・ 支部の活動費、エコロ給付金を預かった場合の盗難・紛失についての保障。

<保障内容>

- ・ 集金した支部活動費、班活動費、預かったエコロの給付金、カンパ金、加入出資金の紛失・盗難の場合の被害実額。

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
(申請者以外の加入者が事由発生を証明する)

<補 足>

- ・ エッコロ加入者が預かった場合は、預かった金額全額保障となるが、預かった人が未加入者だった場合は、加入者が預けた金額が対象となる。あくまでも加入者のための保障。
- ・ 班の中で十分確認すること
- ・ 見つかった場合は速やかに返金すること。

8、組合員活動中の集団託児

申請書E



- ・ 組合員活動中集団託児を利用したとき

<保障内容>

- ・ ケア金 500 円/時間
1 時間を超えたら 30 分ごと 250 円で計算する。
- ・ 当日会場にて託児キャンセルの場合は 1 時間分のみ給付する。
- ・ 会場までの交通費は主催者がケア者に当日支払う。

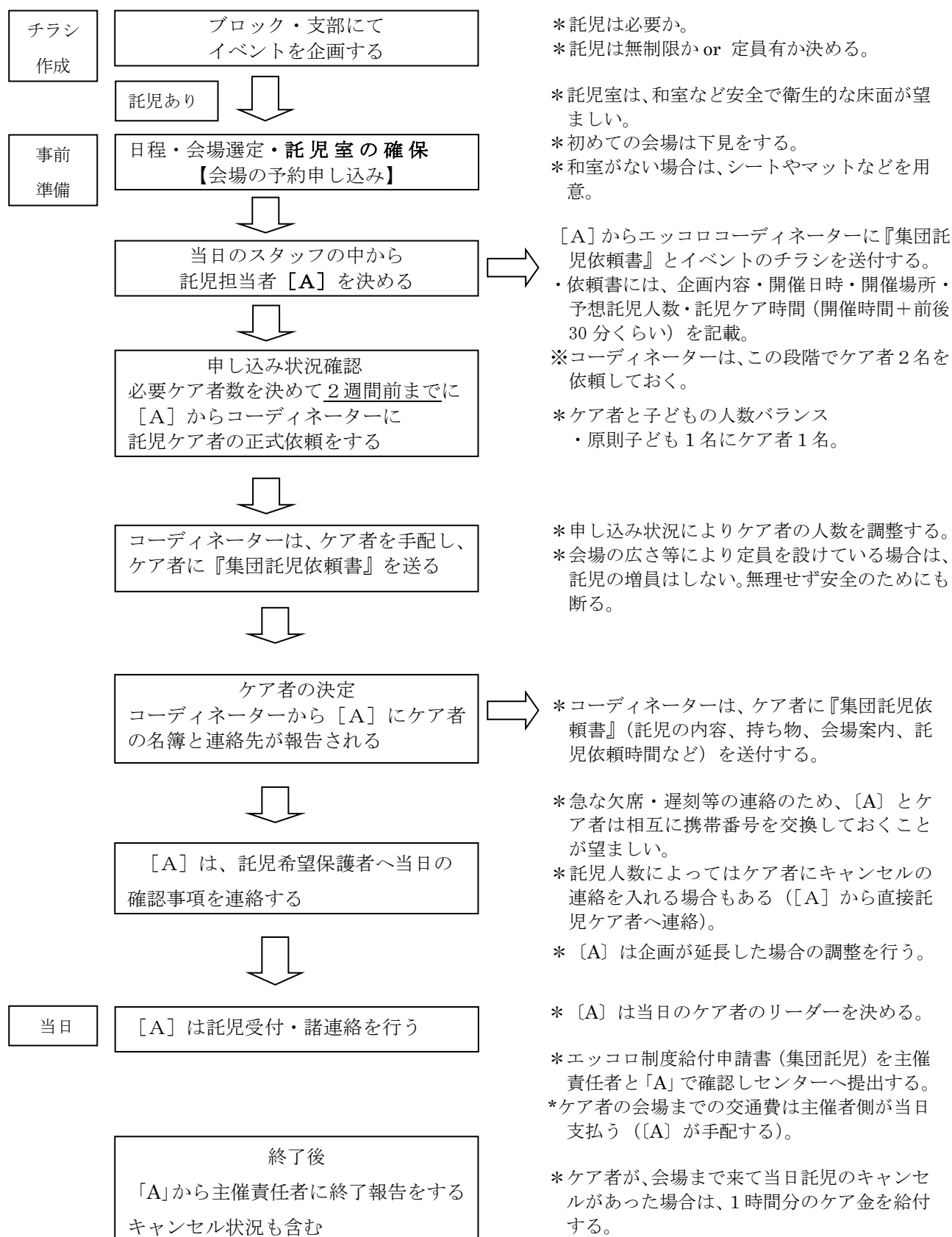
<申請に必要な書類>

- ・ 申請書

<補 足>


- ・ 支部・ブロック・単協で行う会議・学習会・イベントなどの際に 1 人以上のこどもを託児する場合で、活動に近い場所で行う。
- ・ ケア者を登録制にして依頼する。
- ・ 目安はケア者 1 人に対して 2 名の託児。
- ・ 託児対象は首が座った乳児以上～小学 3 年生。
- ・ 申請は主催者が一括して行うが、ケア金はケア者に給付される。


集団託児のながれ



※ケア者保障保険→エコロ制度に定められている全てのケアについてケア者保障保険が適用されます。（詳細は14ページ）

共同購入保障

9、共同購入品の保管・受け渡し 申請書C

<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者本人の組合員活動中の共同購入品の保管と受け渡し。 ・ 加入者本人が手助けを必要とする場合の共同購入品の保管と受け渡し。
<保障内容>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間1サイクルでケア金 250円
<申請に必要な書類>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書
<補 足>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員活動中のケアは、配達場所に時間の制限がある場合で、活動参加のため制限の時間に間に合わない場合（マンションの集会所などで施錠されてしまうなど）。 ・ 手助けが必要な組合員とは <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者本人および家族の具合が悪く、共同購入品の受け取りができない ・ 加入者の家族が高齢者や乳幼児で、介護を必要とし、共同購入品の受け取りができない ・ 加入者本人の身体的理由・免許返納等の理由による場合 ・ その他のやむをえない事情で、当日の受け渡しができない場合

10、OCR記入の手伝い 申請書C

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢や視力が弱いため、注文書の字が見えづら い組合員に代わって注文書の記入を手伝う
<保障内容>
<ul style="list-style-type: none"> ・ OCR提出1回分につきケア金100円
<申請に必要な書類>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書
<補 足>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的理由により手助けを必要とする場合に利用できる。 ・ 注文の内容については当事者同士でよく確認する。注文の内容についてのトラブルについては当事者同士で解決する。

共同購入保障

1 1、配達当日の共同購入品の盗難に対する保障

申請書G

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・ 加入者の配達当日の共同購入品の盗難についての保障。

<保障内容>

- ・ 共同購入品の盗難は被害実額について保障。加入者1人につき限度額は年間5万円まで。

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
(申請者以外の加入者が事由発生を証明する)
- ・ 配達品の明細書

<補 足>

- ・ 事由発生後は速やかに(翌日まで)各センターに連絡すること。
- ・ 盗難は、班の中で十分確認後連絡すること。
- ・ 配達当日とは、配達日の24時までとする。

1 2、配達当日の共同購入品の破損に対する保障

申請書G

※申請書は各センターに請求して下さい



- ・ 配達当日の共同購入品の破損に対する保障

<保障内容>

- ・ 共同購入品の破損は被害実額について保障。加入者1人につき限度額は年間5万円まで。

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 配達品の明細書

<補 足>

- ・ 破損とは使用に耐えないものとする。
- ・ 事由発生後2日以内にセンターに連絡すること。
- ・ ポイントから自宅玄関までの範囲が保障の対象。極端な寄り道をした場合は対象外。自宅内も対象外。
- ・ 加入者が班員の消費材を破損した場合も保障対象。
- ・ 動物による被害にあった場合は、以後被害にあわないよう対策を講じること。

生活保障

13、加入者本人の入院・在宅療養に伴うケア 申請書D



- ・ 加入者本人が不慮の事故、病気で入院または在宅療養したときのケアに対する保障

<保障内容>

- ・ ケア金1時間500円(1日4時間・1つの傷病を1回とし、年4回まで)
- ・ 見舞金3,000円

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 入院の場合は入院を証明するもの(医療機関の領収書のコピーなど)
- ・ ケア金が1万円以上の場合、医療機関に支払った治療費の領収書のコピー
- ・ ケア金が1万円未満の場合、エッコロ加入者の確認印を申請書に押印すること。

<補 足>

- ・ ケア内容には加入者本人の家庭への家事援助、病院への付き添い、子どもや高齢な家族の世話を含む。
- ・ 流産、切迫流産、帝王切開も病気扱いとする。
- ・ 1つの事由で年度をまたがってケアが行われた場合は、前年のケア期間に通算される。
- ・ 共同購入品の受け取りは「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

14、加入者の家族の入院・在宅療養に伴うケア 申請書D



- ・ 加入者の家族が事故、病気で入院または在宅療養した時のケアに対する保障

<保障内容>

- ・ ケア金1時間500円(1日4時間・1つの傷病を1回とし、年4回まで)

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ ケア金が1万円以上の場合、医療機関に支払った治療費の領収書のコピー
- ・ ケア金が1万円未満の場合、エッコロ加入者の確認印を申請書に押印すること。

<補 足>

- ・ 同居する親、子、配偶者、祖父母、孫、別居する親、子、配偶者、が家族の範囲。
- ・ ケア内容には加入者本人の家族への家事援助、病院への付き添い、子どもや高齢な家族の世話などが含まれる。
- ・ 加入者本人が、同居の家族の世話をした場合は対象外。
- ・ 親子でもそれぞれがエッコロ加入者の場合には、申請できる。
- ・ 共同購入品の受け取りは「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

生活保障

15、加入者の出産に伴うケア

申請書A



- ・ 加入者本人が出産するときのケアに対する保障

<保障内容>

- ・ ケア金1時間500円（1日4時間まで）

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書

<補 足>

- ・ ケア内容には、加入者本人の家族への家事援助（炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎など）、高齢な家族や子どもの世話などが含まれる。
- ・ ケア期間は産前産後合わせて6週間まで。
- ・ 共同購入品の受け取りは「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

ケア者保障保険

エコロ制度に定められている全てのケアについて、ケア者保障保険が適用されます。

ケア者保障保険は、ケア者が出かけてから、ケアを終えて帰宅するまでの間、保障される保険です。万が一、ケア中に事故が発生した場合、直ちに各センターへ連絡してください。但し、ケアに自動車を使用した場合での、自動車事故については、保障の対象とはなりませんので、ご注意ください。

<保障内容>

① 損害保険

死亡・後遺症障害保険金額 300万円

入院 1日3,000円（180日）

通院 1日2,000円（90日）

② 賠償責任保険

身体賠償 1億円（1事故期間中）

見舞金費用 10万円（1事故）

事故・訴訟対応費用 各500万円（1事故期間中）

財物賠償 1億円（1事故期間中）

預かり物 100万円（1事故）

現金盗難 10万円（1事故）

経済的損害事故 300万円（1事故期間中）

人格権侵害賠償 300万円（1事故期間中）

※免責ゼロ。但し、預かり物は5000円

“ケア者保障保険”の契約は、生活クラブ生協連合会が一括して行っているものです。保険料の支払い金額は、連合会各単協の前年度末加入者に比例して、それぞれ負担しています

生活保障16、「いきいき暮らすため」と「日常の困った」のケア

※年間申請限度額計 5000 円

16-1 加入者の健康促進に伴うケア
申請書A



- ・ 加入者本人が健康診断などの健康促進活動をするときのケアに対する保障

<保障内容>

- ・ ケア金 30 分 250 円（1 日 4 時間まで）

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 医療機関へ支払った診療費の領収書（コピー可）

<補 足>

- ・ 加入者本人の健康診断、一般検診、定期健診（妊娠、術後の定期健診など）、歯科検診、歯科治療などの時に高齢な家族や子どもの世話をした場合。
- ・ 加入者の子どもの予防接種、1 ヶ月～3 歳児検診の際に、他の子どもを預けた場合なども対象。
- ・ 家族がケアした場合は対象外。

16-2 加入者の社会福祉活動を支えるためのケア
申請書A



- ・ 加入者が社会福祉活動を行う際のケア

<保障内容>

- ・ ケア金 30 分 250 円（1 日 4 時間まで）

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書

<補 足>

- ・ 加入者本人が地域福祉のために無料奉仕する活動をする場合のケアに限る。（ボランティアによる通訳、本の読み聞かせ、介護施設での活動など）
- ・ PTA、自治会、町内会、子ども会、ガール・ボーイスカウト、スポーツチームなどの活動は除く。
- ・ 加入者が資格取得の研修や講習会に参加する場合は対象外。
- ・ 共同購入品の受け取りは、「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

生活保障16、「いきいき暮らすため」と「日常の困った」のケア（つづき）

※年間申請限度額計 5000 円

16-3 学校・保育園・幼稚園行事参加
のためのケア 申請書A



- ・ 加入者が学校行事に参加する際に発生する、家事や託児のケア

<保障内容>

- ・ ケア金 30 分 250 円（1 日 4 時間まで）

<申請に必要な書類>

- ・ 申請書

<補 足>

- ・ 加入者が授業参観や学校主催の行事に参加する場合の託児（小学校 3 年生まで）。
- ・ 学校主催の音楽会、視察旅行、謝恩会、役員会等が対象。
- ・ 行事参加者の子どもの習い事への送迎も対象。
- ・ 共同購入品の受け取りは、「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

16-4 日常生活の「困った」を支える
ケア 申請書A



- ・ 日常生活「困った」で家族の協力が難しいときのケア

<保障内容>

- ・ ケア金 30 分 250 円（1 日 4 時間まで）


<申請に必要な書類>


- ・ 申請書

<補 足>

- ・ 高齢者・障がい者世帯の家事支援、葬儀の手伝い、葬儀出席時の託児、病院の付き添い、診察券の提出、薬の受け取り、電球の交換、ゴミ出し、不在時のペットの世話・鉢花の水やりなど。
- ・ 共同購入品の受け取りは、「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

生活保障

17、リフレッシュのためのケア (未就学児子育て中) 申請書A
 <ul style="list-style-type: none"> 未就学児の子育て中にリフレッシュするためのケア
<p><保障内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ケア金 1 時間 500 円 (3 時間まで・年間 1 回)
<p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書
<p><補 足></p> <ul style="list-style-type: none"> 未就学児を子育て中の組合員がリフレッシュするためのケア (美容院へ行く間の託児等)

18、災害ケア 申請書A
 <ul style="list-style-type: none"> 加入者の住居する住宅が災害に遭ったときに行われたケアに対する保障
<p><保障内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ケア金 1 時間 500 円
<p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書
<p><補 足></p> <ul style="list-style-type: none"> ケア内容は、後片付け、家事支援、託児など。 災害とは、自然災害、風水害、火災および消火による水漏れ事故などをいう。 加入者の居住する住宅に限る。車庫、物置は対象外。 共同購入品の受け取りは、「9. 共同購入品の保管・受け渡し」の項目に準ずる。

その他

19、加入者の子どもの誕生祝い品

申請書B

- ・ お祝いとして、石けんセット
- ・ 申請書にて申請

20、節目祝い金

申請書B

- ・ 満60歳から10年ごとにお祝い金として、3,000円給付
- ・ 申請書にて申請

21、加入者の子どもの就学祝い金

申請書B

- ・ 加入者の子どもの小学校、中学校の入学のお祝い金
- ・ 子ども1人につき3,000円給付
- ・ 申請書にて申請

22、加入者本人の成人検診への補助金

申請書B

- ・ 市町村が実施する成人検診を受けた場合の自己負担金に対する補助金
- ・ 加入者に対し500円の補助金。毎年、申請者全員に給付。
- ・ 申請書にて申請
- ・ 成人検診の受診券と医療機関の領収書のコピーが必要。(受診券を交付していない自治体については、検診の内容がわかる領収書のコピーを添付)
- ・ 人間ドックも対象とする。補助金は1,000円(受診内容がわかる領収書を添付)

23、ライフプラン講座・個人相談への補助金

申請書J

- ・ 「保障の見直し」の個人相談を受けた場合の相談料に対する補助金
- ・ 1回500円の補助金。
- ・ 開催ごとに支部委員が一括申請

24.「エコロひろば」活動補助金

「エコロひろば」は、加入者5人以上で趣味やテーマを決め、年間を通して活動するグループを応援する制度です。（要登録）

たすけあいの人間関係の輪や、消費材の情報交換の輪を広げ、地域で生活クラブの輪を広げるために活動するサークルへの補助金です。

*エコロひろば登録条件

エコロ加入者5人以上登録のサークル

（同一班員で登録する場合は、通常の班会と区別をして活動し、地域の組合員にも参加を呼びかけましょう）

年4回以上の活動の計画と報告の提出

*登録方法

申請書Fを各センターまたはたすけあい委員から取り寄せ、記入後提出

*補助金

1サークルに対して、年間5000円

この場合の年間とは申請書提出から1年間を指します。

1年が経過したら活動報告書を提出して下さい。

継続する場合は毎年登録申請書を提出して下さい。

例えば・・・

- *子育て仲間で、児童センターや公民館を借りて子育てサークル
- *パッチワークやフラワーアレンジメント、絵画などのサークル
- *ヨガや健康体操などのサークル

生活・健康・文化をテーマに
組合員（エコロ加入者）が地域でいきいきとゆたかな生活を送り
コミュニケーションの輪を広げていくことを応援します

エコロ制度規約

第一章 総則

(目的)

第1条 エッコロ制度(以下エコロという)は生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協はエコロ加入者から掛け金を受け取り、エコロ期間中に発生した以下の事由に対して、保障を行うものとします。

(保障内容)

1. 組合員活動保障

- (1) エッコロ加入者の組合員活動を支えるためのケア
- (2) 手助けを必要とするエコロ加入者の共同購入や組合員活動を支えるためのケア
- (3) エッコロ加入者の組合員活動中の事故保障(入院、在宅療養)
- (4) エッコロ加入者の組合員活動中の事故保障及び見舞金(自己所有物の破損、盗難、紛失、自動車の破損)
- (5) エッコロ加入者の組合員活動中での対人対物事故保障
- (6) 組合員活動費・エコロ給付金の盗難紛失保障
- (7) 組合員活動中の集団託児

2. 共同購入保障

- (1) 共同購入品の保管・受け渡し
- (2) 配達当日の共同購入品の盗難
- (3) 配達当日の共同購入品の破損
- (4) OCR記入の手伝い

3. 生活保障

- (1) エッコロ加入者本人が不慮の事故、病気で入院となったときのケア
エコロ加入者本人が不慮の事故、病気で在宅療養となったときのケア
- (2) エッコロ加入者の家族の入院や在宅療養を支えるケア
- (3) エッコロ加入者の本人の出産に伴うケア
- (4) エッコロ加入者の健康促進を支えるためのケア
- (5) エッコロ加入者の社会福祉活動を支えるためのケア
- (6) 災害ケア
- (7) エッコロ加入者の子どもの学校・保育園・幼稚園行事参加のためのケア
- (8) エッコロ加入者の日常生活を支えるケア
- (9) 未就学児子育て中にリフレッシュするためのケア

4. 祝い金、補助金

- (1) 出産祝い品
- (2) 節目祝い金
- (3) 成人検診への補助金

- (4) エッコロ加入者の子どもの就学祝い金
 - (5) 「エコロひろば」への活動補助金
 - (6) ライフプラン講座・個人相談への補助金
5. その他理事会が必要と認めたケア・見舞金

(たすけあい委員会の設置)

第3条 エッコロ制度の自立的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい委員会」を設置します。

(たすけあい委員会の議決事項)

第4条 たすけあい委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エッコロ事由発生の処理に関する事項
- (2) エッコロ内容検討に関する事項
- (3) エッコロ事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 エッコロ契約

(加入者の範囲)

第5条 エッコロ加入者とはエコロ加入者本人とし、加入者になることが出来るものは生協の組合員とします。

(加入の手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理を持って行われます。

(掛け金及び払い込み方法)

第7条 エッコロ掛け金は月額100円とし、生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。

2. エッコロ掛け金の払込方法は、別に定めるエコロ制度細則によります。

(効力の開始)

第8条 エッコロ効力の開始は、申し込みが受理された日よりとします。

(給付の受取人)

第9条 給付の受取人は、共済加入者本人とします。

2. エッコロ加入者が死亡した時は、次の号に掲げるものとし、その順位は各号の順とします。

- (1) エッコロ加入者の配偶者
- (2) エッコロ加入者の死亡時に、生計を一つにしている子。父母(配偶者の父母を含む)

(エコロ期間)

第10条 エッコロ期間は、4月1日より翌年の3月31日までとし、エコロ期間の途中における解約は出来ないものとします。

2. 解約方法は別に定めるエコロ制度細則によります。

(契約の変更)

第11条 エッコロ加入者はエコロ契約の成立後に、次の変更が生じたときは、遅滞なく生協に届けるものとします。

- (1) エッコロ加入者の氏名の変更
- (2) エッコロ加入者の住所の変更
- (3) エッコロ加入者の班または支部の変更

(契約の消滅)

第12条 エッコロ契約はエコロ加入者が生協を脱退したとき、または死亡したときには消滅します。

第三章 エッコロ掛け金の種類及び給付金の支払い

(事由発生の報告)

第13条 エッコロ加入者またはその家族は、エコロ事由が発生したときには、速やかに事由発生の状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(エコロ給付金の支払い請求)

第14条 エッコロ事由が発生したときには、その発生日から60日以内に、エコロ制度申請用紙とエコロガイドに定める添付書類を提出し、共済金の支払を請求するものとします。

(給付金の支払い)

第15条 給付金は、エコロ制度申請用紙により申請された事由内容について、エコロ制度規約及びエコロ制度細則にそって、たすけあい委員会が審査し、たすけあい委員会が支払うものとします。

(時効)

第16条 給付金の受取人が、給付金の請求手続きを、事由発生から2年間怠ったときには、生協は支払い義務を免れます。

(調整)

第17条 給付金の支払に関し、生協と給付金受取人との間に疑義を生じた時には、たすけあい委員会において調整するものとします。

第四章 エッコロの実施方法

(細則)

第18条 生協は、この規約に定めるもののほか、エコロ活動の手続き、その他業務執行に必要な事項は、別に定めるエコロ制度細則に基づいて活動するものとします。

(付則)

第19条 この規約は、1995年12月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この改正規約は、2005年4月1日から施行するものとします。
4. この改正規約は、2008年4月1日から施行するものとします。
5. この改正規約は、2009年4月1日から施行するものとします。
6. この改正規約は、2010年10月1日から施行するものとします。
7. この改正規約は、2013年10月1日から施行するものとします。
8. この改正規約は、2016年10月1日から施行するものとします。
9. この改正規約は、2022年4月1日から施行するものとします。

エッコロ制度細則

(総則)

第1条 エッコロ制度規約(以下、規約という)第18条に基づき、エッコロ制度の執行に必要な事項は、この定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居、別居に限らず、親・子・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・孫とする。

(居住する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住住宅」とは、エッコロ加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家、借家、借間を問わないものとします。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故を言い、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災及び火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他たすけあい委員会が認めたもの

(入院の定義)

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により入院が必要であり、かつ自宅での治療が困難なために、病院または診療所に入り、継続して医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは、医師法に定める病院又は診療所とします。ただし、柔道整復師法に定める施術所等は、病院に準ずるものとします。

3. エッコロ加入者が、入院後に、病院を変更し、別の病院へ転院した場合には、継続して入院期間とみなします。

同一病気、同一事故に起因する入院は、入退院を繰り返しても、一事由と見なします。

(在宅療養の定義)

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(エッコロ期間をまたがる事由の取扱い)

第7条 エッコロ事由が、エッコロ期間をまたがって継続した場合、その事由は、前年度のエッコロ期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第8条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大活動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会、集会、イベント、共同購入品の保管・受け渡し、及び集金、支払い行為などとし、組合員に同行している家族も含まれます。また、留守番をしている未就学児童を含みます。

す。

(エッコロ掛け金の払い込み方法)

第9条 規約第8条のエッコロ掛け金の払い込み方法は、毎月度の共同購入代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

(解約方法)

第10条 規約第10条の2項で規定する解約方法とは、所定の解約届け出用紙を2月1日から2月20日までの間に、事務局に提出するものとします。

2. 解約を申し出ない場合には、エッコロ契約期間は、更に1年間継続するものとします。

(保障内容)

第11条 規約第2条に規定する「エッコロ期間に発生した各事由に対する保障内容」及び、規約第14条に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は、エッコロガイドに表示するものとします。

(ケア及びケア者の定義)

第12条 エッコロ制度における「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とは、それを行うものをいいます。医療資格を必要とする看護や介護は、この範疇には含まれません。

2. ケアの運用については、エッコロガイドに表示するものとします。

(付則)

第13条 この細則は、1995年12月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

3. この改正細則は、2005年4月1日から施行するものとします。

4. この改正細則は、2008年4月1日から施行するものとします。

5. この改正細則は、2009年4月1日から施行するものとします。

6. この改正細則は、2013年10月1日から施行するものとします。

7. この改正細則は、2016年10月1日から施行するものとします。

※エッコロコーディネートの依頼は各ブロックのコーディネーターへ

ブロック	県南ブロック	県央ブロック
支 部	一関・衣川・水沢・胆江東・北上・ 花巻	紫波・矢巾・盛岡南・盛岡中央・ 盛岡北・盛岡西・滝沢
電話番号	070-1370-9234	070-1260-5319
受付時間	9 : 00~17 : 00	
受付休み	土曜・日曜・祝日及び8/13~16・12/29~1/3	

※コーディネートの申込みは5日前までに※



※申請書の請求やエッコロ制度の質問はセンターへ

センター

〒020-0834 盛岡市永井15地割64-1

TEL 019-658-9577

FAX 019-658-9533

発行 生活クラブ生活協同組合・岩手

たすけあい委員会

2022年5月(3500部)